

報告第6号

専決処分の報告について（久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例）

久喜市都市計画税条例（平成22年久喜市条例第63号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年5月15日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和6年3月29日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第7項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第8項及び第9項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第10項及び第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第14項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第15項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第17項中「附則第7項、第8項」を「附則第8項」に改める。

附則第18項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第23項を第24項とし、第19項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、第18項の次に次の1項を加える。

19 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、

法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の久喜市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。